

# NEWS LETTER

CHINA SCIENCE PATENT & TRADEMARK AGENT LTD

January 26, 2023

国家知識産権局は、2023年01月13日に「知的財産権の法的保護の保障」という国家の要請に従い、『中華人民共和国商標法第五次改正草案(意見募集稿)』を起草、公表し、現行法の8章73条を10章101条に拡張しました。このうち、新設条文が二十三条、既存の条文から分割されて形成された新規条文が六条、実質的に改正された条文が四十五条、基本的に現行法のまま維持されているものが二十七条あります。

現在、この草案は、2月27日まで社会・業界より意見を募集しています。改正草案は、商標制度をさらに改善し、改正の幅や実質的な内容から見ますと画期的なものとなっています。

その要点を纏めましたので、下記のとおり報告いたします。ご参考になれば幸いです。

中科專利商標代理有限公司

日本事務所

TEL:06-6881-5550

FAX:06-6881-5510

e-mail: [zhang@csptjp.com](mailto:zhang@csptjp.com)

## 『中華人民共和国商標法第五次改正草案』 (意見募集稿)

中国の商標法は、1983年3月1日に施行して以来、1993年、2001年、2013年、2019年の四回にわたって改正され、消費者と生産、経営者の利益の保障、市場秩序の維持などを目的として、重要な役割を果たしてきています。

市場経済の発展につれて、市場主体の知的財産権意識が強まり、ブランドをより重視するようになりました。その結果、膨大な商標の需要を生じると同時に一連の問題が生じ始めました。具体的には、大量出願による「遊休商標」が正当な商標登録を阻害し、商標の悪意の行為が依然として存在し、有名商標の冒認出願が頻繁に現れ、悪質な訴訟問題が日増しに突出し、「有名ブランドの模倣」「有名ブランドへのただ乗り」「流行している言葉などの商標出願」が後を絶ちません。

今回の『商標法』の改定では、社会の公平・正義と公平な競争市場秩序を守り、経済・社会の質の高い発展に奉仕する理念を堅持し、権利保護と公共利益、社会効果、先権のバランスにさらに重点を置き、権利行使の境界を明確にし、公共利益の擁護不足の問題を解決することを狙いとされています。

第五次改正草案の要旨を以下に纏めております。現行法との対照表は、別紙に纏めております。弊所は、第五次改正動向をフォローアップし、その進展があり次第、情報提供いたします。

### 商標法第五次改正草案の主要改正要旨

No	項目	条項	要旨
1	重複登録禁止	第 14 条 第 21 条	同一出願人による同一商標の同一商品/サービスにおける重複登録が禁止されます。
2	登録要件	第 14 条	商標の登録要件として、公序良俗に違反してはならないことを明示し、悪質な商標登録等をさらに規制する趣旨が強調されています。
		第 15 条	使用禁止商標として、「社会主義の中核的価値観に反するもの」、「中華の優れた伝統文化に害を及ぼすもの」、「周知の国内外の地名」が追加されています。
		第 16 条	商標の不登録事由として、商品の単なる通用名称、図形、型番に加え、「商品の技術用語」が追加されています。このような商標は、使用により周知となっても登録が認められません。
3	異議申立	第 36 条	商標審査の質的効果と紛争解決効率を向上させるため、異議申立期間を公告日から 2 カ月に短縮されます。
		第 39 条	被異議申立人(出願人)が拒絶決定を受けた場合、異議審査モデルを最適化する目的から、不服審判の手續が廃止され、人民法院へ訴えを提起することになります。
4	無効審判 商標移転	第 45 条	第 18 条(馳名商標の保護)、第 19 条(代理人の冒認出願)、第 23 条(先行権利の保護)の規定に違反し、一定の影響のある商標が冒認登録された場合、その先行権利者は、冒認登録に対する無効審判に勝てば、その登録商標を自己の名義に移転することが出来るようになります。
5	商標取消	第 49 条	登録商標の取消事由として、現行法の普通名称や三年不使用に加え、商品の品質、特長、出所を誤認させるケースを含め、三つのケースが追加されています。
6	悪意の出願 悪意の使用	第 22 条	悪意のある商標出願のケースとして、現行法の使用を目的としない大量出願に加え、四つのケースが追加されています。
		第 36 条 第 44 条	悪意の商標登録に対し、第 22 条 1 項(大量冒認出願)または 2 項(不正手段)に該当する場合には、異議申立、無効審判を請求できます。
		第 48 条	商標権者は、悪意があった場合、登録商標が無効宣告を受けた後、無効宣告前の権利侵害行為に対して法律責任を負うこととなります。
		第 67 条	第 22 条に違反し悪意の商標出願を行った場合、商標法執行部門は、出願人に対し警告を発し、罰金を課せます。
		第 83 条 第 84 条	第 22 条第 4 項に違反した悪意の冒認出願人に対し、当該悪意の出願を阻止するために要した費用を含め、自己の損失を賠償請求できます。悪意の商標訴訟により損失を受けた場合も賠償請求できます。
7	商標使用 使用説明	第 59 条	商標の使用として、インターネット等の情報ネットワークを通じての使用が明示されています。
		第 61 条	商標登録後 5 年ごとに自主的に商標の使用状況を説明することになります。正当な理由なく説明しない場合、説明が事実と異なる場合には、登録商標の取り消しとなります。
8	商標権侵害	第 72 条	商標権侵害行為として、電子商取引における他人の登録商標の無断使用が明示されています。
		第 74 条	商標紛争多元解決メカニズムとして、仲裁、行政裁決、非侵害確認訴訟などが規定されています。
		第 77 条	故意侵害に対する懲罰的罰則として、損害計算額の 1~5 倍の規定は維持されています。(悪意から故意に用語変更あり)
9	施行・効力	第 101 条	この法律の施行前に登録となった商標は、有効な登録商標として扱われます。改正後に係属している商標出願、異議申立、無効審判等々は、改正法が適用される見込みです。

※具体的な改正条文案については添付ファイルの対照表をご参照ください。

## 商標法第五次改正草案の要留意条文抜粋

### 1. 商標登録条件

1-1. 改正草案第 14 条により、同一出願人による同一商標の登録は、同一商品／サービスについて 1 件のみに制限されます。

第三者による三年不使用取消請求や無効審判請求に備えて、予め重複登録を仕込んでおくような予防策は禁止されることになります。

重複登録の禁止には、同一出願人の同一商品における次の条件に相当するものも含まれます。

- ・出願日前 1 年以内に取消された登録商標と同一である商標
- ・出願日前 1 年以内に取下された登録商標と同一である商標
- ・出願日前 1 年以内に無効された登録商標と同一である商標

この重複登録禁止の例外として、六つのケースが規定されています。第一項の「商標の僅かな改良」はどの程度の場合か、今後の審査の指針や基準を考慮しなければなりません。

#### 第十四条【登録の条件】

登録出願にかかる商標は、識別力を有し、容易に識別でき、公序良俗に違反してはならず、かつ他人の先に取得した合法的権利又は権益に抵触してはならない。

特に規定がない限り、同一の商標は、同一の出願人が同一の商品またはサービスについて 1 件のみ登録するものとする。

#### 第二十一条【重複登録禁止】

登録を出願する商標は、出願人が同一商品について先に出願した商標で、登録され、又は出願日より前の 1 年以内に公告により取消し、撤回若しくは無効とされたものと同一であってはならない。ただし、以下の場合、または出願人が原登録商標の取消しに同意した場合を除く。

- (一) 生産と経営の必要から、既に実際に使用されている先行商標を基礎とした僅かな改良を行い、出願人が相違点を述べることができる場合
- (二) 出願人の責めに帰することができない理由により、先行商標を更新しなかった場合
- (三) 商標使用説明を適時に提出しなかったため先行登録商標を取り消したが、当該先行商標は実際に使用されている場合
- (四) 出願人の責めに帰することができない理由により、3 年間の継続的不使用取消手続において使用証拠を提出しないことを理由に先行商標が取り消されたが、当該先行商標は実際に使用されている場合
- (五) 先行商標が他人の先行権利または利益に抵触するため無効とされたが、その先行権利または利益がもはや存在しない場合
- (六) 商標登録を重複または再申請する正当な理由は他にもある場合

ボールド文字：改正部分、赤字部分：改正の強調部分

### <法改正趣旨>

同一出願人が同一の標章について同一の商品又は役務について重複して登録を申請することは、商標が商品又は役務の出所を識別する作用を強化することができないばかりか、消費者に混乱をもたらす可能性がある。

ここ数年来、重複して商標登録を申請する現象は日に日に増え、一部の商標登録人は、商標が連続して 3 年間使用しないことによって取り消されることを防止するため、甚だしきに至っては同じ商標について 3 年ごとに重複して登録を申請する「リレー出願」手法を採用している。また、一部の商標登録人は、商標が異議され、無効を宣告されることを防止するため、頻繁に重複して登録を申請している。

重複登録は、法律責任を回避し、先権利者の権利擁護の難しさを増加させる手段となるだけでなく、有限の商標審査資源を消耗し、商標登録と管理秩序を乱すことになる。

今回の『商標法』の改正案は、物権法の「一物一権」原則を参考にし、『特許』の重複授權の規定を参考にし、登録商標「1つ1つの価値」の価値の方向を強調し、重複申請禁止の原則を確立し、元の商品サービス上で悪意に重複申請して元の商標を登録すること及び商標が失効した後に直ちに登録を再申請することなどの不正行為に対して規制を行うものである。

1-2. 不登録事由に商品の技術用語が追加されます。  
本条第一項の「商品の単なる名称、図形、型番、技術用語に相当する商標」は、その使用により識別力を有するようになったとしても、商標登録できなくなります。

#### 第十六条【識別力】

以下に掲げる標章は、商標として登録することができない。

- (一) その商品の単なる共通名称、図形、型番、**技術用語**にすぎないもの。
  - (二) 商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示するにすぎないもの。
  - (三) その他の識別力を欠くもの。
- 前項の**第二号**、**第三号**に掲げる標章が、使用により識別力を有し、かつ容易に識別可能なものとなった場合には、商標として登録することができる。

## 2. 悪意の商標出願

2-1. 悪意の商標出願に対して、悪意のケースを明確にし、厳しい制限及び制裁が課せられます。悪意の商標出願を一層抑制する狙いがあります。  
悪意の商標出願人への制裁は、第48条、第67条、第83条、第84条に規定されています。  
(対照表ご参照)

#### 第二十二条【悪意の商標登録出願】

出願人は**悪意で商標登録出願をしてはならず、次の場合を含む。**

- (一) 使用を目的とせず大量に商標登録出願を行い、商標登録の秩序を乱す場合
- (二) 欺瞞やその他の不正の手段により商標登録出願を行う場合
- (三) 国家利益、社会公共利益を害し、その他の重大な悪影響を及ぼす商標を出願登録する場合
- (四) 本法の第18条、第19条及び第23条の規定に違反し、故意に他人の正当な権利または権益を損ない、または不当な利益を求める場合
- (五) 他にも悪意な商標登録出願行為がある場合

2-2. 悪意の商標出願に対し、第22条第一項または第二項に基づき、異議申立や無効審判を請求できます。第22条第四項に規定する悪意の行為も異議申立や無効審判の対象になります。

#### 第三十六条【商標異議】

予備的査定され公告された商標について、その公告日から**2ヵ月**以内に、**本法の第18条、第19条、第20条第1項、第23条、第24条、第25条**の規定に違反したと判断する先行権利者又は利害関係者、又は本法の**第15条、第16条、第17条、第21条、第22条第1項及び第2項、第26条**の規定に違反したと判断する何人は、**国務院知的財産権行政部門**に異議を申し立てることができる。期間満了しても異議申立がなかった場合、登録を許可し、商標登録証を交付し、かつ公告する。

#### 第四十四条【絶対理由無効宣告】

登録された商標が本法の**第15条、第16条、第17条、第21条、第22条第1項及び第2項、第26項**の規定に違反している場合、**国務院知的財産権行政部門**はその登録商標の無効を宣告する。

### 3. 商号の保護

商標出願の不登録事由として、先行権利が規定されており、その先行権利のなかに企業名称が含まれることを明確化しています。

先行権利として保護されるには、中国において、企業名称に一定の影響力(周知)のあることを証明しなければなりません。

#### 第二十三条【先行権利への保護】

商標登録の出願は、他人が現有する先行権利または権益を侵害してはならない。他人が先に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で登録してはならない。

他人によりもはや登録使用されて一定の影響力を有するようになる**企業名称(略称、商号、団体名称等を含む)**、**社会組織名称**は、前項でいう他人が現有する先行権利または権益に該当する。

### 4. 異議申立

4-1. 商標出願人は、第三者による異議申立により拒絶査定がなされた場合、その決定に不服のときには、裁判所に拒絶査定取消訴訟を提起することになります。これ迄の出願人による不服審判請求制度は廃止されます。

この改正案は、商標出願人には、ハードルが高くなるように思われます。

一方、異議申立人の立場では、不服審判が省かれることにより、係争期間の短縮と費用の節減となります。

#### 第三十九条【異議審査】

予備的査定され公告された商標に対して異議申立があったときは、**国務院知的財産権行政部門**は異議申立人及び被異議申立人が陳述する事実及び理由を聴取し、調査をして事実を明らかにした後、公告期間満了日から12ヵ月以内に、登録可否に関する決定を下し、且つ異議申立人及び被異議申立人に書面で通知しなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、許可を得た後、6ヵ月延長することができる。

**国務院知的財産権行政部門**が登録を許可すると決定した場合、商標登録証を交付し、且つ公告する。

異議申立人は、不服がある場合には、本法の第44条、第45条の規定に基づき、**国務院知的財産権行政部門**に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。

被異議申立人は、**国務院知的財産権行政部門**が登録を拒絶すると決定に不服がある場合には、通知を受領した日から30日以内に人民裁判所に訴えを提起することができる。

人民裁判所は、異議申立人に対し第三者として訴訟に参加するよう通知しなければならない。

#### <法改正趣旨>

商標の実体審査、異議申立、不登録再審査(不服審判)の決定は、すべて国家知識産権局により行われ、同一の紛争が同一の行政機関で三つの行政手続を経る状況となっている。行政両審の通常のやり方に合致しないだけでなく、手続の複雑性を増加させ、当事者に再審査手続の実際の作用と審査基準の一致性に対する疑問を生じさせた。

今回の改正案は、商標異議後の不登録再審査手続を取り消し、当事者の権利獲得、権利保護コストを軽減し、商標異議審査の品質と効率を全面的に向上させて紛争解決の効率を高める趣旨のものである。

### 5. 商標移転

第18条(馳名商標の保護)、第19条(代理人等の冒認出願)または第23条(先行権利の保護)に基づき、不正な商標登録に対し無効審判し勝った場合には、当該商標登録を自己の名義に移転登録できるようになります。

この場合には、無効審判に並行して商標出願しておく必要性がなくなります。

**第四十五条【相対理由無効宣告及び商標移転】**

登録された商標が本法の第18条、第19条、第20条第1項、第23条、第24条、第25条の規定に違反している場合、商標の登録日から5年以内に、先行権利者又は利害関係者は国務院知的財産権行政部門にその登録商標の無効宣告を請求することができる。

本法の第18条、第19条の規定に違反し、または本法の第23条の規定に違反して不正な手段で他人が既に使用し一定の影響力を有する商標を冒認登録した場合、先行権利者はその登録商標を自分の名義に移転することを請求することはできる。

ただし、悪意による登録、馳名商標の所有者は5年の期間制限を受けない。

**第四十七条【無効決定、裁定の発効】**

法律で定める期間満了後、当事者が国務院知的財産権行政部門の登録商標の無効宣告裁定に対して不服審判を請求しないか、又は不服審判の審決、登録商標の維持、登録商標の移転または無効宣告の審決に対して人民裁判所に訴訟を提起しない場合、国務院知的財産権行政部門の裁定、裁定は効力を生ずる。

登録商標の移転に関する裁定が効力を生じた後、公告され、移転出願人は公告の日から商標権を享有する。

## 6. 登録商標の取消事由

登録商標の取消事由に三項が追加されています。

特に第三項は、商品の品質、特徴に関するものであり、新商品のネーミングの際に消費者に誤認を生じさせないように注意して商標を選定する必要があります。

**第四十九条【登録商標の取り消し】**

如何なる自然人、法人または非法人組織は、以下のいずれかの状況にある場合、商標登録者の合法的権益を損なわず、又は商標登録の秩序を乱さないことを条件に、国務院知的財産権行政部門に登録商標の取消を請求することができる。

(一) 登録商標がその使用を認められた商品の普通名称となる場合

(二) 登録商標を正当な理由なく連続3年間使用していない場合

(三) 登録商標の使用により、**関係公衆に商品の品質などの特徴又はその出所を誤認させる場合**

(四) 団体商標及び証明商標の登録者が本法の第63条の規定に違反し、情状が重大な場合

(五) 登録商標の使用または登録した商標権の行使により、公共利益を害し、**重大な悪影響を及ぼす場合**。

登録商標に前項の第四号及び第五号に掲げる事情がある場合、国務院知的財産権行政部門は職権によりその登録商標を取り消すことができる。

国務院知的財産権行政部門は、取消請求を受けた日から9ヵ月以内に決定を下さなければならない。特殊事情で延長する必要がある場合には、許可を得た後、3ヵ月延長することができる。

### <法改正趣旨>

商標登録の取消制度を改善し、従来の商標を引き続き3年間使用しないで取消す制度を残した上で、公共の利益をよりよく守るという考慮に基づき、「登録商標の使用により関連公衆が商品又はサービスの品質、産地又はその他の特徴について誤認を生じさせること」「登録商標の使用又は登録商標専用権の行使は公共の利益を著しく損ない、重大な悪影響を及ぼす。」「団体商標、証明商標の管理又は不適當な使用により、消費者に損害又は社会的な悪影響を与える」の3種類の取消状況を加え、後者2種類の公共の利益を損なう状況については職権で登録商標を取消することができる。

## 7. 商標使用と使用説明

8-1. 商標の使用範囲として、インターネット環境での商標の使用行為を含むことが明確化されています。

これまでは、インターネットの情報は補助証拠として扱われてきました。この改正案では、インターネットの証拠も重要な判断の一つであるように位置づけられています。

このインターネットには、日本の WEBSITE(例えばホームページ)も含まれますが、日本を含め外国の WEBSITE は、中国から開けなく閲覧できない場合が多くあります。困って、外国のインターネット情報を使用する場合には、中国で閲覧可能か否か確認する必要があります。

**第五十九条【商標の使用】**

本法でいう商標の使用は、商品、商品包装又は容器及び商品取引文書において商標を使用し、サービス場所またはサービス場所に関わる担持体に商標を使用し、又は宣伝広告、展覧及びその他の商業活動において商標を使用し、商品またはサービスの出所を識別する行為を指す。

前項に掲げる行為には、インターネット等の情報ネットワークを通じて行われるものが含まれる。

8-2. 商標登録後 5 年ごとに国家知識産権局に対し、自主的に登録商標の使用状況を説明することになります。

正当な理由無く説明しない場合、登録商標を放棄したものとみなされます。そして、特許庁によるランダムに抜き取り調査の結果、商標登録者の説明と事実が異なる場合には、職権により登録商標の取り消しとなります。

**第六十一条【商標の使用状況についての説明】**

商標登録者は、商標登録の認可日から 5 年ごとに 1 2 ヶ月以内に、国务院知的財産権行政部門に対し、認可された商品に関する商標の使用状況または使用しない正当な理由を説明しなければならない。

商標登録者は、上記期間内の複数の商標の使用状況を一元的に説明することができる。

期限満了しても説明していない場合、国务院知的財産権行政部門は商標登録者に通知し、商標登録者が通知を受け取った日から 6 ヶ月以内に依然として説明していない場合、その登録商標は放棄されたとみなし、国务院知的財産権行政部門によりその登録商標を取り消すものとしている。

国务院知的財産権行政部門は、説明の真偽についてランダムに抜き取り審査を行わなければならない。必要に応じて、商標登録者に関連証拠の追加を要求し、または地方の知的財産権行政部門に検査を委託することができる。ランダム抜き取りの結果、説明が事実と異なる場合、国务院知的財産権行政部門によりその登録商標の取り消しが行われるものとする。

<法改正趣旨>

中国の有効な商標登録件数は、4233万件に達している。その中に大量の遊休商標があり、過大な資源を占有するとともに、革新創業主体の商標登録取得をますます困難にしている。商標は「使用するために登録する」という制度本源への復帰を誘導し、「ゾンビ」商標を速やかに整理し、放置した商標資源を解放し、真に自社ブランドを確立して商標登録を取得する必要がある市場主体が商標保護を受けられるようにする。

商標存続期間に合わせて、自発的に使用状況説明を提出する制度を新設する。使用状況説明に対する抜き取り検査制度及び抜き取り検査が不実であった後に登録商標を取り消す規定を組み合わせて追加する予定である。

特に商標登録人の負担を増加しないように注意し、使用承諾書、使用状況説明表などの簡便かつ操作しやすい方式を採用し、制度の効用をよりよく発揮する。

## 9. 電子商取引の商標権侵害

電子商取引における商標権侵害が明確化されています。  
日本—中国間の電子商取引など越境 EC がどのように扱われるか、今後の運用細則等の動向をフォローする必要があります。

### 第七十二条【登録した商標権を侵害する行為】

下記の各号の行為の一つに該当するときは、商標権の侵害とする。

- (一) 商標権者の許諾なしに、同一の商品についてその登録商標と同一の商標を使用しているとき
- (二) 商標権者の許諾を得ずに、同一の商品についてその登録商標と類似の商標を使用し、又は、類似の商品についてその登録商標と同一又は類似の商標を使用し、混同を生じさせやすいとき
- (三) 商標権者の許可を得ずに、同一商品または類似商品に関する電子商取引において、他人の登録商標と同一または類似の標識を使用し、公衆に誤認させるとき
- (四) 商標権を侵害する商品を販売しているとき
- (五) 他人の登録商標の標章を偽造し、無断で製造し、又は偽造し、無断で製造された登録商標の標章を販売しているとき
- (六) 商標権者の許諾を得ずにその登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に流通させたとき
- (七) 他人の登録商標の登録した商標権を侵害する行為のために、故意に便宜を図り、商標権侵害の実施を協力しているとき
- (八) 他人の商標権にその他の損害を与えているとき

### <法改正趣旨>

改正法案第 59 条において、商標使用概念を整備し、使用の基礎的地位を強調し、サービス商標とインターネット環境下の商標使用行為に対する規定を新たに加えている。

商標専用権の保護を強化し、商標権侵害行為を打撃することは、商標専用権の保護を強化し、電子商取引活動を通じて登録商標専用権を侵害する行為(第七十二条)を実施することである。

## 10. 違法行為の取締措置

商標の違法行為に対し、商標法執行部門の権限が拡大されています。  
商標権侵害賠償額の計算方法を最適化し、賠償額に権利者の合理的支出も含まなければならないことを強調しています。

### 第七十六条【商標法執行措置】

商標法執行部門は違法の疑いのある証拠又は通報訴えにより、商標違法に疑いのある行為に対して取り調べをする際、以下の職権を行使することができる。

- (一) 当事者を尋問し、関連状況を説明し、または被調査行為と関わる資料を提供することを要求すること
  - (二) 商標違法に疑いのある行為に関係する契約、領収書、帳簿、伝票、書類、記録、業務連絡、AV資料、電子データ、及びその他の資料を閲覧、複製すること
  - (三) 商標違法行為を行うことに疑いのある場所を現場検証すること
  - (四) 商標違法に疑いのある行為に関係する物品を検査すること
  - (五) 証拠を紛失し、以後入手することが困難であるおそれがある場合、登録・保存することができること
  - (六) 商標権侵害に疑いのある証拠がある物品について、封印し、差し押さえることができること
  - (七) 商標権侵害に疑いのある関係者の銀行口座のチェック
- 前項第五号から第七号までに規定する措置の採取には、商標法執行部門の担当者の承認を受けなければならない。

商標法執行部門が法により本条の第 1 項に規定する職権を行使する場合、当事者はこれに協力し、拒

否又は妨害してはならない。商標権侵害案件を処理するとき、商標権の所属に論争があるか、又は権利者が人民裁判所に同時に商標権侵害の訴訟を提起した場合には、**商標の法執行部門**は案件の処理を中止することができる。中止原因が解消した後、処置を回復又は終了しなければならない。

#### 第七十七条【商標権侵害の民事責任】

商標権侵害の損害賠償額は、権利者が侵害により受けた実際の損失、**または**侵害者が侵害により得た利益に基づき確定することができる。権利者の損失又は侵害者の取得利益を確定することが困難な場合には、当該商標の使用許諾手数料の倍数に基づき、合理的に判断することができる。**故意**に商標権を侵害し、深刻な事情がある場合には、上述の方法で確定した金額の**1倍以上5倍以下**に賠償額を確定することができる。

裁判所は、権利者が全力を尽し立証したが、侵害行為に関わる帳簿、資料が主に侵害者に所有される場合には、賠償額を確定するために侵害者に侵害行為に関わる帳簿、資料の提供を命じることができる。侵害者は提供しない、又は偽造の帳簿、資料を提供した場合には、裁判所は権利者の主張及び提供証拠を参考し、賠償額を確定することができる。

権利者の実際損失、侵害者の侵害により取得した利益、登録商標の使用許諾手数料を確定することが困難な場合には、裁判所は実際の侵害行為の事情に基づき、**500万元以下の罰金**を科すことができる。

**賠償額は、権利者が侵害行為を抑止するために払った合理的な支出を含まなければならない。**

裁判所が商標紛争事件を審理する際、権利者の請求に応じて、登録商標を盗用した偽造商品に対し、特別な事情を除き、廃棄処分を命じ；登録商標を盗用した偽造商品の製造のために使用する商品の材料、器具に対し、廃棄処分を命じ、且つ補償を行わない；また特別な事情において、前記材料、器具のビジネス流通に入ることを禁止すると命じ、且つ補償しないものとする。登録商標を盗用した偽造商品が偽りの商標標識を除去しただけでビジネス流通に入ってはいけない。

#### <法改正趣旨>

商標違法の取締り措置を改善する。(第76条)

商標権侵害賠償額の計算方法を最適化し、賠償額に権利者の合理的支出も含まなければならないことを明確にする。懲罰的賠償を適用する条件を「悪意」から「**故意**」に修正し、『民法典』と一致させる。(第七十七条)

商標権侵害公益訴訟を導入し、国家利益又は社会公共利益を損害する商標権侵害行為を打撃する。(第78条)

前記以外の改正草案は対照表をご覧ください。

完